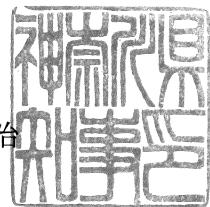


水第 2111 号
令和 7 年 9 月 17 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
ひらめ一枚網	1	定めなし	横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	葉山町に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下	令和 7 年 10 月 6 日から同年 11 月 5 日まで	許可日から令和 8 年 10 月 31 日まで